

住宅用地球温暖化対策設備設置費補助制度 (家庭用燃料電池システム(エネファーム))

【添付書類の留意事項】

◎(1) 領収書のコピー

- ◆申請者個人（連名不可、フルネーム）あてであること。
- ◆エネファームの設置に要した費用が明示されていること。
 - ・余白に「エネファーム設置代として」などのただし書きを記載してください。
 - ・他の工事内容も含む場合、領収書に対応する内訳書を添付するか、余白に「エネファーム設置費〇〇円を含む」などのただし書きを記載してください。

(2) 工事完了後の現場写真

- ◆次に挙げるカラー写真すべて。
 - ◎・建物全景の写真（建物がわかるもの）
 - ・設備（貯湯ユニットも含む）の設置写真
 - ・設備本体（貯湯ユニットも含む）に貼付されている型式番号（銘板）が確認できる写真。

(3) 機器の保証書のコピー等

- ◆対象者名、機器メーカー、型番及び製造（出荷）番号、保証開始日等が確認できるもの。
 - ・日付と対象者名を記入してください。

◎(4) マイナンバーの記載がない住民票の写し

※90日以内に発行されたものが有効です。

- ◆申請された設置場所と同一であること。
 - ※土地の分筆等のため、地番等が申請時の住所と異なるものも可能とします。
- ◆コピーでの提出は不可。
 - ・市役所の窓口で発行されるものが「住民票の写し」であるため、コピーせずそのままご提出ください。（ホッチキスで留めてある場合は、取らないでください。）

(5) かりやカーボンニュートラルバンク書類【アイシン製のみ】または、

◎くらしカーボンニュートラルクラブ書類【パナソニック製のみ】

- ・入会される方…入会申込書を提出してください。
- ・入会されない方…未入会理由書を提出してください。

◎(6) 住宅の引渡し日が分かる書類のコピー【※建売住宅の場合のみ】

- ◆「鍵の受領書」など、住宅の引渡し日が明記されている書類であること。
 - ※建売住宅の場合は、引渡しから年度末までに実績報告書を提出する必要があります。

※請求書（補助金の振込口座の申出書）は、実績報告の際に併せてお持ちください。

※その他補助対象設備と同時の申請で、添付書類が同一の場合、◎のついた書類の添付を一部とすることができます。